

重度心身障害者医療費助成金の 入院時食事療養費について

- ◆ 甲府市では、重度心身障害者医療費助成制度において入院時食事療養費を助成してきましたが、在宅で療養している方と入院している方との負担の公平性の観点などから、令和2年11月1日の診療分から入院時食事療養費の助成を縮小しています。

《令和2年11月1日診療分から》

重度心身障害者医療費助成金のうち入院時食事療養費について、高校卒業以上の年齢に相当する方は、助成の対象から外れます（ひとり親家庭等医療費助成金の受給要件に該当し、認定を受けた世帯の方で、各医療保険者の交付する『標準負担額減額認定証』の交付を受けている方は除く）。

※医療保険の対象となる診療費については、従来通り助成します。

※高校生以下の年齢に相当する方は、医療保険の対象となる診療及び、入院時の食事療養標準負担額として負担すべき額の全額を助成します。

※診療月から2年以内に請求を行ってください。

問合わせ先 福祉保健部障がい福祉課医療支援係
電話 055-237-5642(直通) FAX 055-237-5299